

平成 27 年 10 月

お客様各位

株式会社 南江堂
洋書部

「国境を越えた役務の提供」に係る消費税の取り扱いについて

毎度お引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

この度、消費税法の改正（平成 27 年 10 月 1 日施行）に伴い、従来不課税とされていた「国外事業者がインターネット等を介して行う電子書籍等の提供」（電気通信利用役務の提供）がこれまでの「サービスの提供を行う者の事業所所在地」から「サービスの提供を受ける者の所在地」に対しての課税となります。

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」は、その取引内容により、「事業者向け取引」と「消費者向け取引」に区分されます。

大学・病院様等は「事業者向け取引」に区分され、消費税の申告・納税はお客様自身が行っていただくことになります。（**リバースチャージ方式**）

また、個人購読でのお客様は、「消費者向け取引」に区分され、税務署への消費税の申告・納税は国外事業者が行うことになります。お客様へはこれまで不課税であった部分に対しても弊社が課税、徴収させていただき、また弊社も国外事業者へ消費税を支払うこととなります。

取扱いに関するご不明な点につきましては、国税庁または所轄税務署、ないしは顧問税理士へお問い合わせ下さいますよう、お願い申し上げます。

以 上